

1. 開会日時・場所

日時 令和4年8月25日(木) 午後2時00分
場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員19名 議席番号・氏名 次のとおり

| | | | | | |
|-----|--------|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 田坂 友彦 | 2番 | 寶田 清隆 | 3番 | 新庄 實雄 |
| 4番 | 佐々木 昭和 | 5番 | 井長 哲 | 6番 | 阪井 瑞枝 |
| 7番 | 橋本 宏明 | 8番 | 信藤 延夫 | 9番 | 上田 励二 |
| 10番 | 堀本 隆司 | 11番 | 山口 郁恵 | 12番 | 久留本 忠美 |
| 13番 | 河村 博 | 14番 | 花山 哲男 | 15番 | 今田 正道 |
| 16番 | 郷谷 幸男 | 17番 | 林 壽彦 | 18番 | 山口 龍子 |
| 19番 | 武郷 勝巳 | | | | |

欠席委員

なし

3. 議事録署名人

1番 田坂 友彦 12番 久留本 忠美

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主任 茂見 鉄平
農林水産課 主事 原田 愛理

5. 審議事項

第55号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第56号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第57号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第58号議案 非農地証明申請について
第59号議案 農用地利用集積計画について
第60号議案 農用地利用配分計画について
第61号議案 農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積の特例区域」の定めについて

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、19名で定足数に達しておりますので、第8回総会は成立しております。

会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、1番 田坂委員、12番 久留本委員を指名します。

議長 それでは、申請に基づく議題に入ります。

議事日程は、日程第1を第55号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第5第59号議案から日程第6第60号議案を先に審議します。議案書をご覧ください。

議長 日程第5 第59号議案を上程します。

「農用地利用集積計画」について、三原市長から決定を求められるものです。第59号議案に係る資料59の第1番から第11番について、審議します。

担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書 8 ページをご覧ください。第 59 号議案農用地利用集積計画について説明します。

この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用し、農業経営基盤強化促進法の規定により利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により決定を求めるものです。

今回、農地の貸し手から農地中間管理機構に利用権設定を計画する農用地は議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。

〇〇地域から件数 5 件、筆数 11 筆、面積 12,725 m²が提出されています。

なお、利用権を設定する農用地については、資料 59 の 2 ページに記載しています。

今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。

以上で説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農用地利用集積計画の第 1 番から第 11 番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。

議長 次に、日程第 6 第 60 号議案を上程します。
「農用地利用配分計画」について、三原市長からの諮問です。
第 60 号議案に係る資料 60 の第 1 番から第 11 番について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書 9 ページをご覧ください。第 60 号議案 農用地利用配分計画について説明します。

該当する農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農地中間管理機構から農地の受け手に対して農地の貸し付けを行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見を求めるものです。

今回、農地の受け手に対して貸し付けを計画する農用地は、議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。

〇〇地域から件数 1 件、筆数 11 筆、面積 12,725 m²について意見を求めます。

利用権を設定する農地については、資料 60 の 2 ページに記載しておりますのでご覧ください。以上で説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農用地利用配分計画の第 1 番から第 11 番は、原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認されました。
ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので、退席します。お疲れ様でした。

議長 次に、日程第 1 第 55 号議案を上程します。
農地法第 3 条の規定による許可申請について、第 66 件から第 72 件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書1ページをご覧ください。

第55号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

第66件は、〇〇から、廿日市市阿品台北の〇〇が、木原3丁目〇〇 地目：畑 680㎡を、新規就農するため、隣接する住宅とともに譲り受けるものです。

当該案件は、第7回定例総会で別段面積の特例区域が設定された農地です。

第67件は、〇〇から、新倉2丁目の〇〇が、沼田東町本市〇〇 地目：畑 237㎡を、隣接する住宅と合わせて譲り受け、耕作管理するものです。

第68件は、〇〇から、沼田東町納所の〇〇が、沼田東町納所〇〇 地目：田 2,702㎡を、居宅から近く、規模拡大のため譲り受けるものです。

第69件は、〇〇から、沼田東町末光の〇〇が、沼田東町末光〇〇 地目：畑 730㎡を、隣接する農地を所有しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。

第70件は、〇〇から、沼田西町松江の〇〇が、沼田西町松江〇〇 地目：田 39㎡を、以前から隣接する自分の田とともに管理しており、権利関係を整理するため譲り受けるものです。

第71件は、〇〇から、沼田西町松江の〇〇が、沼田西町松江〇〇 地目：田 667㎡を、隣接する田を所有しており、規模拡大のため譲り受けるものです。

第72件は、〇〇から、本郷北3丁目の〇〇が、本郷北2丁目〇〇 地目：田 312㎡を、規模拡大のため譲り受けるものです。

以上、申請案件は、全て農地法第3条の許可要件を満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議長

議事参与の制限の規定により、2回に分けて審議します。

〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議長

第69件について審議します。

地元委員の調査報告を求めます。

2番

第69件、8月21日に私と24番推進委員で現地を確認しました。申請地は沼田東にある〇〇の北側の小高い山にあります。事務局の説明どおり、特に問題ないと思います。

議長

地元委員の調査報告は承認であります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長

質疑なしと認めます。これより採決に入ります。

農地法第3条の規定による許可申請、第69件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

〇〇番委員は入室してください。

・・・委員入室・・・

議長

続いて、第69件を除く、第66件から第72件を審議します。

地元委員の調査報告を求めます。

16番

第66件、これは先月、別段面積の特例区域で現地を確認しています。特に問題ないと思います。

2番

第67件・68件は私の担当なので続けて報告します。

第67件、8月21日に24番推進委員と現地を確認しました。申請地は、国道にかかる〇〇橋

から南へ 300m行った右側にあります。現地を確認しましたが、事務局の報告どおり問題ないと思います。

第 68 件, 8 月 21 日に 24 番推進委員と現地を確認しました。これも〇〇橋から川沿いに西へ 1.5 km 行った山沿いになります。これも事務局の報告どおりであり, 現地確認しましたが問題ないと思います。

15 番 第 70 件, 8 月 20 日に 23 番推進委員と関係者立ち合いのもと, 現地を確認しました。この土地は自作地に隣接しており, 今までも管理されていたということで, 今後も引き続き管理していくとのことで, 許可要件を満たしております。

15 番 第 71 件, 8 月 20 日に 23 番推進委員と関係者立ち合いのもと, 現地を確認しました。この土地は, 圃場整備済みで四人組の水田の一部であり, 現在法人で管理しています。問題ないと考えます。

17 番 第 72 件, 8 月 20 日に 27 番推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおり問題ないと思います。

議 長 地元委員の調査報告は承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第 3 条の規定による許可申請, 第 69 件を除く第 66 件から第 72 件の本案は, 原案のとおり許可決定することについて, 賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手多数であります。
よって, 本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長 次に, 日程第 2 第 56 号議案を上程します。
農地法第 4 条の規定による許可申請について, 第 15 件から第 16 件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 2 ページをご覧ください。第 56 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明します。

第 15 件は, 〇〇が, 沼田東町片島〇〇 地目: 田 361 m²について, 宅地に転用するもので, 内容は住宅 1 棟, 駐車場 2 区画です。

第 16 件は, 〇〇が, 沼田西町惣定〇〇 地目: 畑 340 m²の内 18 m²について, 墓地に転用するもので, 内容は墓石 1 基, 法名碑 1 基, 灯籠 2 基です。

なお, 当該案件は, 転用の許可を得ることなく, 墓地に転用していることから, 始末書を求めて提出されています。

許可基準は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で, 「農地法第 4 条第 6 項第 2 号: 申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法第 4 条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議 長 地元委員の調査報告を求めます。

2 番 第 15 件, 8 月 21 日に 24 番推進委員と現地を確認しました。申請地は, 〇〇から北へ 600m のところにあります。周辺農地に支障はなく, 問題ないと考えます。農地区分は第 2 種農地です。

15 番 第 16 件, 8 月 22 日に 23 番推進委員と関係者立ち合いのもと, 現地を確認しました。申請地は本郷支所より南へ約 4.6 km に位置します。申請者の自宅に隣接した土地で, 先ほど事務局の説明があったように, すでに墓地に転用されています。周りの環境にも影響はないと思います。農地区分は 2 種です。

- 議長 地元委員の調査報告は承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。
- ・・・挙手なし・・・
- 議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第4条の規定による許可申請、第15件から第16件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
- 議長 次に、日程第3 第57号議案を上程します。
農地法第5条の規定による許可申請について、第96件から第106件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書3ページをご覧ください。
第57号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。
第96件は、〇〇から、〇〇株式会社が、沼田東町納所〇〇 地目：田 2,310㎡の内180㎡について、賃借権の設定により、進入路に一時転用するもので、内容は進入路180㎡で、転用期間は令和4年11月30日までです。
第97件と第98件は関連案件のため併せて説明します。
第97件は、〇〇から沼田東町釜山〇〇 地目：田 532㎡を
第98件は、〇〇から沼田東町釜山〇〇 ほか15筆 地目：田15筆 畑1筆 合計4,959㎡を
それぞれ〇〇株式会社が、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル1,456枚、26棟、発電量499kw規模です。
第99件は、〇〇から、株式会社〇〇が、沼田西町惣定〇〇 地目：畑 406㎡について、地上権の設定により、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル64枚、1棟、発電量9.9kw規模です。
第100件は、〇〇から、株式会社〇〇が、沼田西町惣定〇〇 地目：畑 340㎡の内322㎡について、地上権の設定により、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル64枚、1棟、発電量9.9kw規模です。
当該案件は、転用の許可を得ることなく農地の一部を墓地として転用していることから、始末書を求めて提出されています。
第101件は、〇〇から、合同会社〇〇が、沼田西町小原〇〇 地目：畑 56㎡について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は庭敷56㎡です。
第102件は、〇〇から、〇〇が、本郷町本郷〇〇 ほか1筆 地目：田 合計258㎡、東本通土地区画整理事業区域内 〇〇街区〇〇 187.74㎡について、所有権の移転を受け宅地に転用するもので、住宅1棟、駐車場2区画です。
許可基準は、「農地法第5条第2項第1号ロ(1)：市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。
第103件は、〇〇から、〇〇株式会社が、本郷町南方〇〇 ほか1筆 地目：田 合計1,618㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル212枚、6棟、発電量49.5kw規模です。
第104件は、〇〇から、〇〇が、本郷町南方〇〇 ほか1筆 地目：田 合計1,030㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は、太陽光パネル168枚、9棟、発電量49.5kw規模です。
なお、当該案件は転用の許可を得ることなく、架台を設置しているため、始末書を求めて提出されています。
第105件は、〇〇から、合同会社〇〇が、久井町山中野〇〇 地目：畑 553㎡について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は庭敷及び駐車場3区画です。
なお、当該案件は転用の許可を得ることなく、宅地として転用していることから、始末書を求めて提出されています。
第106件は、〇〇から、〇〇が、大和町大具〇〇 ほか1筆 地目：田 合計485㎡について、所有権の移転を受け、併用地の雑種地とともに太陽光発電施設に転用するもので、内容はパネル228枚、6棟、発電量49.5kw規模です。

なお、当該案件は転用の許可を得ることなく、太陽光発電施設として転用していることから、始末書を求めて提出されています。

第102件を除き、申請地はいずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、許可基準は「農地法第5条第2項第2号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議長

地元委員の調査報告を求めます。

2番

第96件、8月21日に24番推進委員と現地を確認しました。申請地は、国道にかかる〇〇橋から西へ約400m行った南側にあります。住宅の資材を搬入する道路であり、一時転用ということで、農地に復元するとのことなので、問題ないと思います。農地区分は第2種です。

第97件・98件は隣接した農地を転用目的としておりますので、併せて報告いたします。

8月21日に24番推進委員と現地を確認しました。申請地は、〇〇から西側にあたります。申請地は民家より低く、裏は山でありますし、周辺を確認しましたが、太陽光発電に転用というのは問題ないと考えます。農地区分はどちらも第2種です。

15番

第99件、8月22日に23番推進委員と関係者立ち合いのもと、現地を確認しました。この土地は本郷支所より南に約4.6kmに位置し、太陽光発電の設備を設置したいとのこと。住宅に隣接した畑で問題ないと思います。

第100件、8月22日23番推進委員と関係者立ち合いのもと、現地を確認しました。この土地は墓地に一部転用されているということで、その残りの敷地に太陽光設備を設置したいということです。事業規模からみて適切な面積であり、周辺の農地へも支障ないと考えます。両件とも第2種です。

第101件、8月22日に23番推進委員と関係者立ち合いのもと、現地を確認しました。現地は本郷支所より南へ1.3kmに位置し、宅地の敷地内にある畑で、現在も物置きのようなかたちで物が置かれている状態でした。これを宅地と一緒に譲り受けて、庭敷に利用したいとのこと。周辺の営農条件に支障を与える恐れもないものと考えます。区分は2種です。

17番

第102件、8月20日に27番推進委員と現地確認を行いました。この土地は東本通土地区画整理事業区域内にある土地で、先ほどの事務局の説明どおり問題ないと思います。農地区分は第3種です。

4番

第103件と104件、続けて報告いたします。

第103件、農地区分は第2種農地です。基準を満たしており問題ないと思います。

続いて第104件、これは先ほど事務局から報告がありましたように、無断転用されておりました案件ですが、改めて8月22日に29番推進委員と現地確認をして、問題ありませんでした。第2種農地です。

3番

第105件、8月19日に1番委員・31番推進委員・33番推進委員と4人で現地確認をしました。すでに整地してありますが、始末書も出ているということで仕方ないと思います。2種農地です。

5番

第106件は私の調査区域ですので、報告させていただきます。

8月21日に38番推進委員と現地確認をして参りました。事務局の説明どおりで問題ありません。農地区分は第2種農地です。

議長

以上、地元委員の調査報告は承認であります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

18番

第104件は、太陽光設備に無断で転用されているとのことですが、業者さんは許可を得ていないことを分かって工事をされているのでしょうか。こういうことを無断でできるということが、ちょっと良く分かりません。

事務局

今回の転用事業者は〇〇さんという個人名になっていますが、仲介している法人がおりまして、現地確認に行ってもその法人に連絡すると、すぐ工事止めますということでした。法人は許可を得ていないことを知らなかったということでしたので、きちんと転用許可を取ってから工

事をしてくださいということを伝え、工事をストップさせたという経緯があります。

その法人は、過去に5条で太陽光への転用許可を取ったこともありますので、そういったことが必要ということは理解はしてると思います。

申請地は、過去に農振農用地の除外申請を出して、除外の決定が下りています。その決定をもって転用許可を得たと勘違いした訳ではないんでしょうが、手続きをしたという思い違いが、この辺りであったのかもしれませんが。一応、農振農用地の除外はしていたので、業者の方も全くノーマークのところへ設置したという訳ではありません。

議長 よろしいですか。その他に質疑等ございませんか。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

農地法第5条の規定による許可申請、第96件から第106件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定することに決しました。

可決されました第97件、第98件については、農地法第5条第3項の規定により広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には、許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。

議長 次に、日程第4 第58号議案を上程します。

非農地証明申請について、第23件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページをご覧ください。第58号議案 非農地証明申請について説明します。

第23件は、〇〇から、鷺浦町向田野浦〇〇 地目：畑 379㎡について、平成14年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。

申請地は、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当します。非農地証明申請についての説明は以上です。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

10番 第23件、8月19日に26番推進委員と現地を確認しました。事務局の説明どおり、もう山林になっていて問題ないと思います。農地区分は第2種農地です。

議長 地元委員の調査報告は承認であります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。

非農地証明申請、第23件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

議長 次に、日程第7 第61号議案を上程します。

農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについて、第8件を審議します。

事務局の説明を求めます。

- 事務局 議案書 10 ページをお開きください。
第 61 号議案 農地法に基づく、三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについて説明します。
第 8 件は、東京都八王子市の〇〇が所有する、沼田東町納所〇〇 ほか 1 筆 地目：田 合計 164 ㎡について、遠方に居住し管理できない農地を取得し、耕作したい希望者がいるため、特例区域の設定を申し出たものです。
設定基準は、別段面積の特例区域設定要綱第 2 条第 1 項第 2 号「担い手への農地集積が見込まれず、かつ、荒廃農地または将来荒廃農地となる恐れがある農地であること」に該当します。
農地法に基づく、三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについての説明は以上です。
- 議長 地元委員の調査報告を求めます。
- 2 番 第 8 件、8 月 21 日に 24 番推進委員と現地を確認しました。申請地は国道にかかる〇〇橋から南へ 600m 行ったところの左側 10m ぐらい坂を上ったところの右になります。申出者の〇〇さんと現地で話しましたが、現状野菜を作られており、今後も続けていくということで問題ないと思います。
- 議長 地元委員の調査報告は承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・
- 議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについて、本議案に賛成の方は挙手願います。
- 議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり決しました。
- 議長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 1 農地法関係諸証明事務等について
○農地法第 3 条の 3 第 1 項(権利取得の届出) 4 件
○農地法第 4 条の規定による農地転用届出受理 2 件
○農地法第 5 条の規定による農地転用届出受理 2 件
○農地改良届出受理 1 件
○非農地判断 28 筆

2 その他
○今後の日程
令和 4 年第 9 回定例総会 9 月 22 日(木) 14 時
- 議長 その他、何かありませんか。
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。
ご苦労さまでした。